

みんなで取り組む建設業の保険加入

建設業就業者数の推移

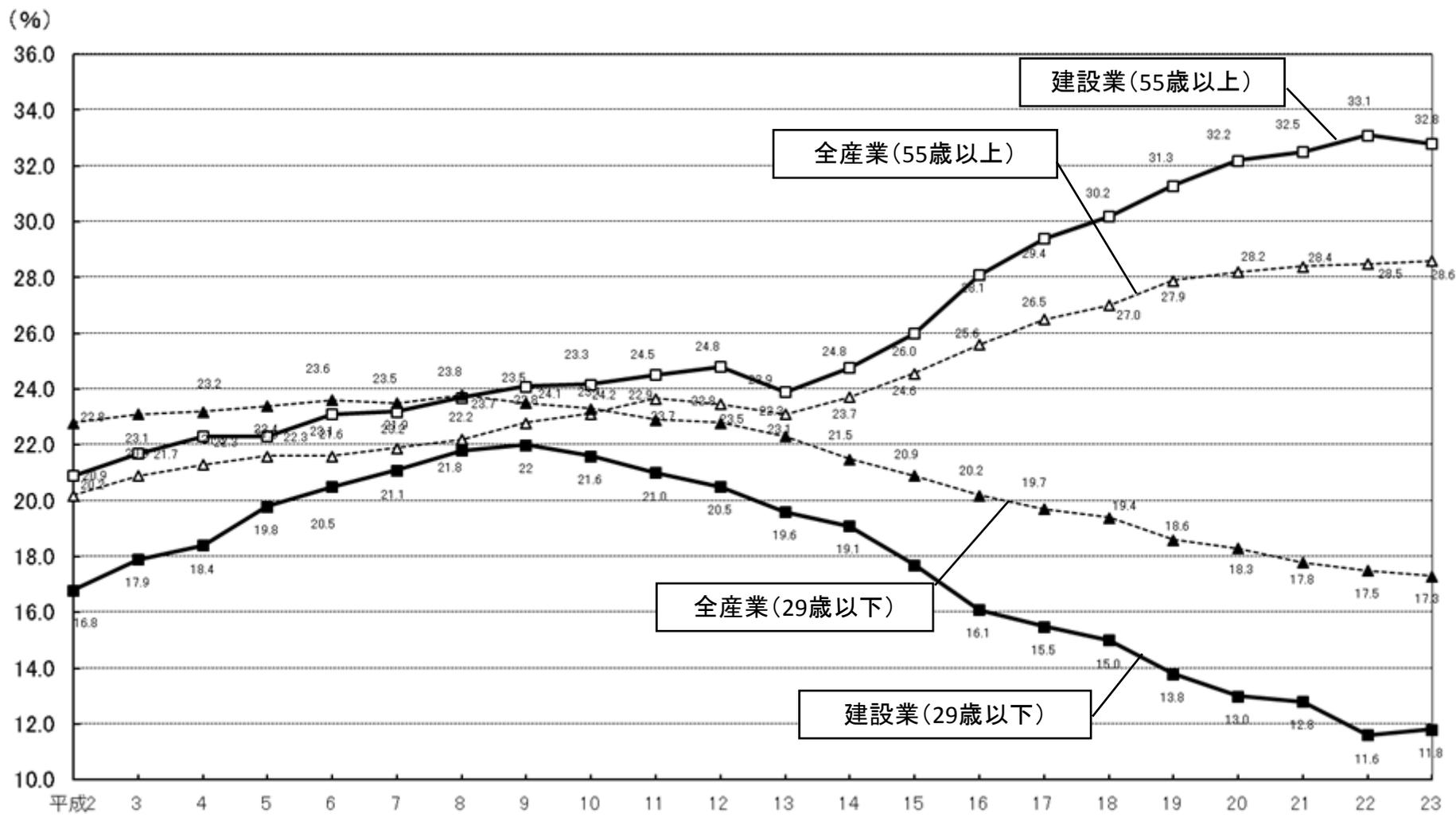
- 建設投資の減少に伴い受注競争が激化。
 - ・ 工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減、
 - ・ 少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)

	H4年度	H23年度	増減率
建設投資	84兆円 (ピーク時)	42兆円	▲50%
許可業者	約53万業者	約48万業者	▲9%
特定建設業者 (大規模工事の元請)	38315業者	43753業者	+14%
就業者	619万人	497万人	▲20%
就業者(営業職)	27万人	31万人	+15%
就業者(技能労働者)	408万人	316万人	▲23%
入職者(新規高卒)	3.4万人	1.4万人	▲60%
入職者(新規大卒・院卒等)	2.9万人	1.8万人	▲37%

建設業就業者の年齢構成の推移

○ 建設業就業者は、55歳以上が約33%、29歳以下が約12%と高齢化が進行しており、次世代への技術承継が大きな課題である。

※実数ベースでは、建設業就業者数のうち55歳以上が約10万人、29歳以下が約2万人減少している。(平成23年度)

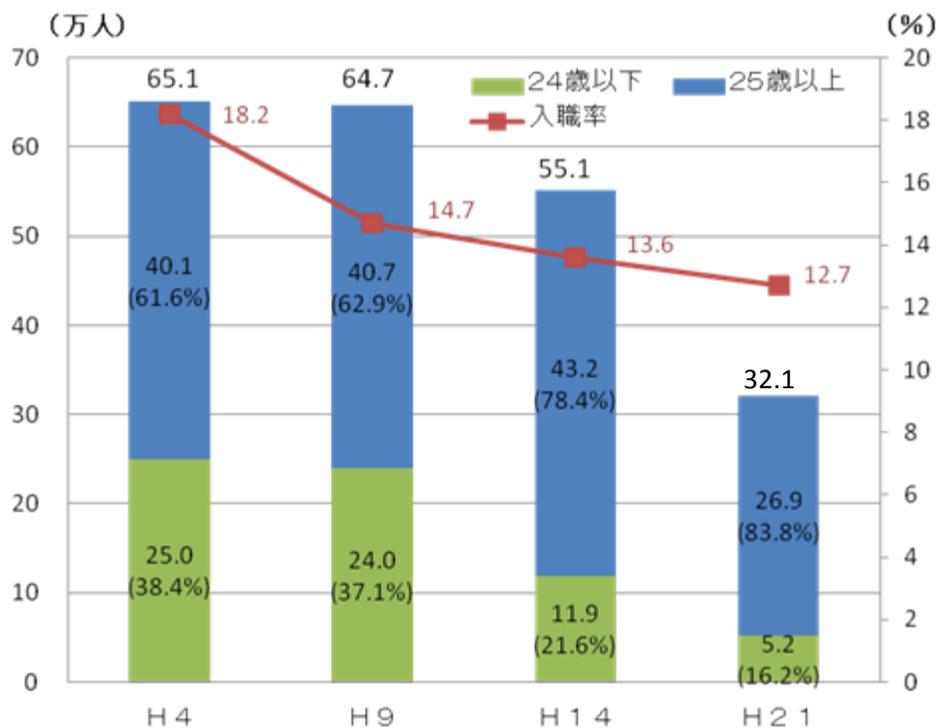


資料：総務省「労働力調査」

建設業における入職状況

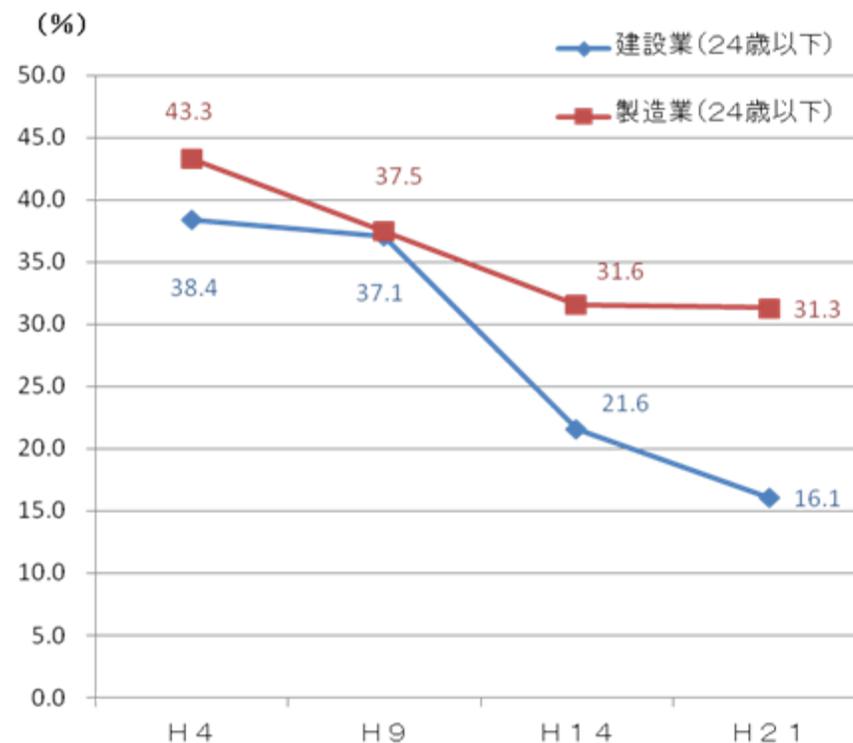
- 建設業の入職率は低下傾向にある。特に24歳以下の若年入職者が減少している。
- 24歳以下の若年入職者数の割合は、近年、製造業と比較して低い傾向にある。

1. 入職者数の推移



資料：厚生労働省「雇用動向調査」
 ※入職率＝1～12月の入職者数／1月1日現在の常用労働者数×100

2. 入職者数全体に占める若年層の割合



資料：厚生労働省「雇用動向調査」

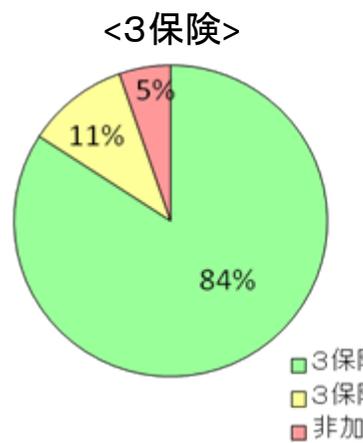
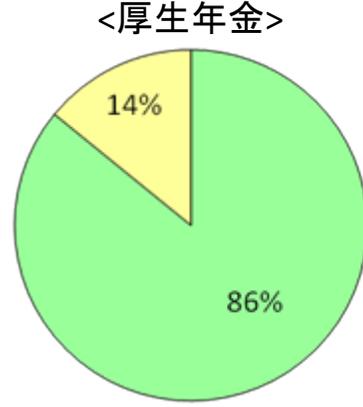
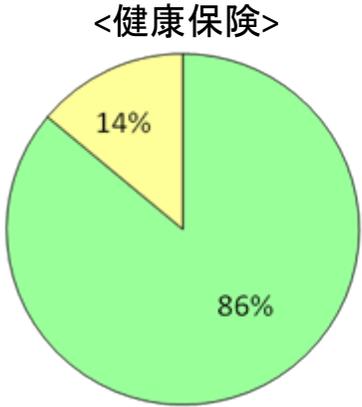
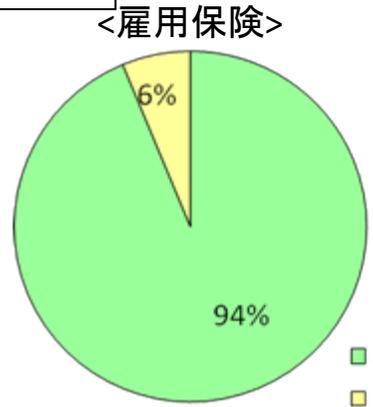
社会保険等の加入状況①

○ 公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果をみると、

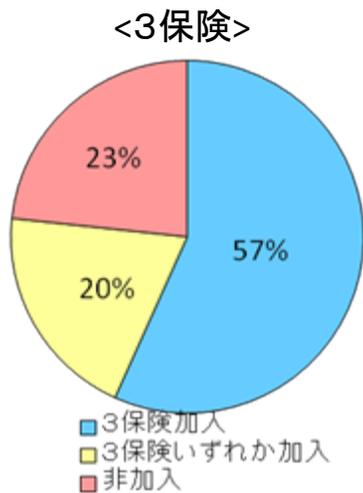
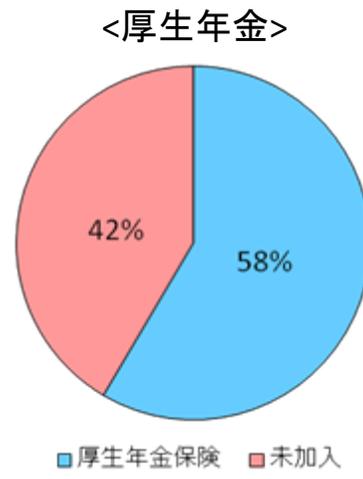
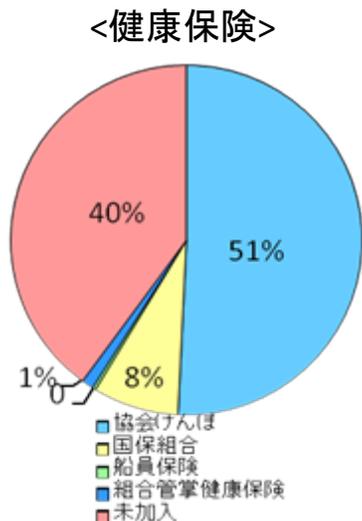
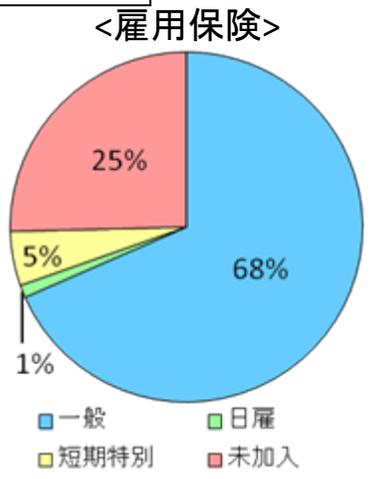
- ・ 企業別では雇用保険の未加入企業は6%、健康保険の未加入企業は14%、厚生年金保険の未加入企業は、14%となっています。
- ・ 労働者別では雇用保険の未加入は25%、健康保険の未加入は40%、厚生年金保険の未加入は、42%となっています。

平成23年10月調査

企業別



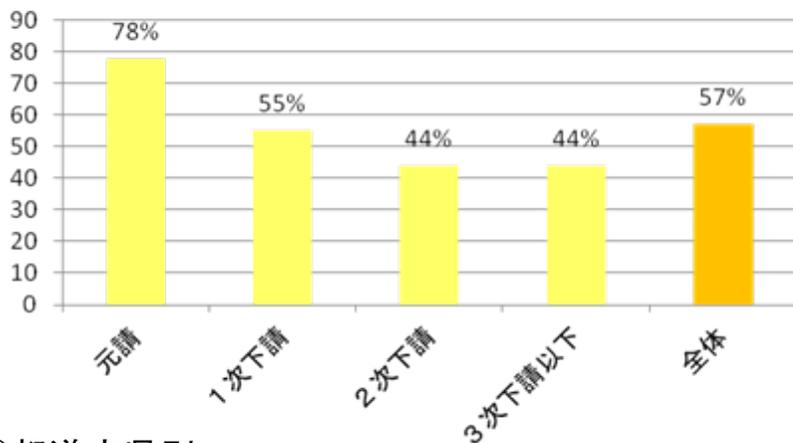
労働者別



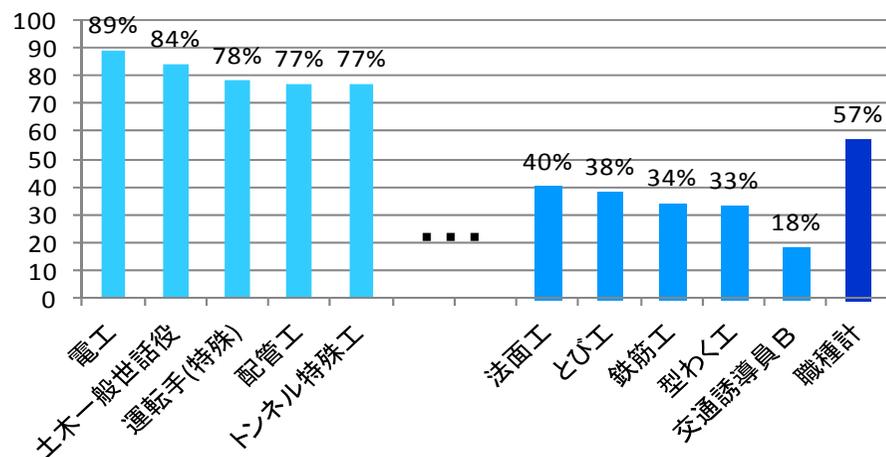
社会保険等の加入状況②

- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっています。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にあります。
- 職種別では、上位が電工、土木一般世話役、運転手(特殊)で、下位がとび工、鉄筋工、型枠工、交通誘導員Bとなっています。
- 年齢別では、24歳以下、60歳以上の労働者の加入割合が低い傾向にあります。

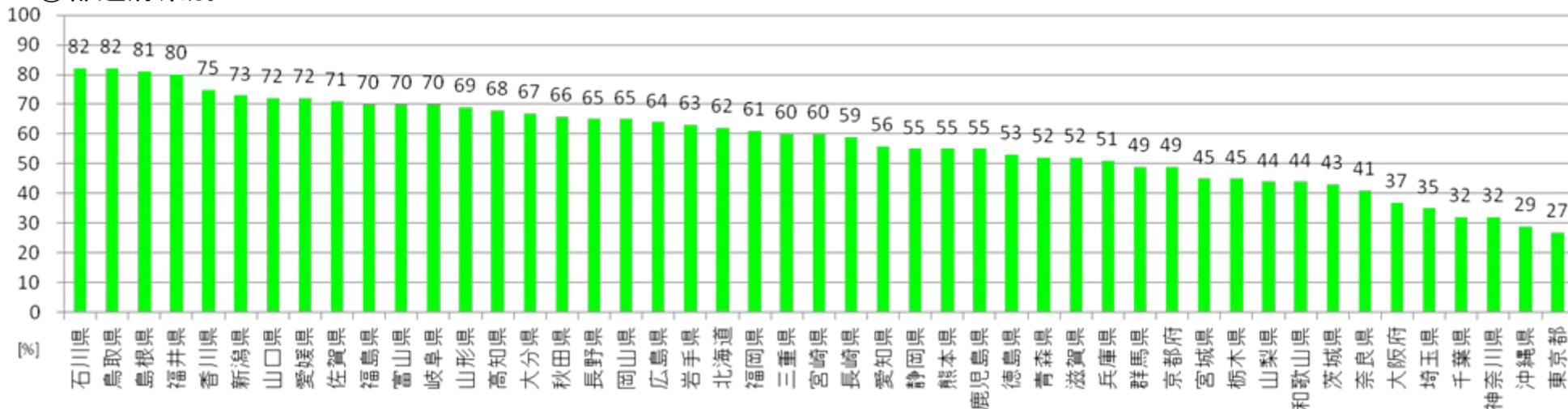
①元請・下請次数別



②職種別(主なもの)

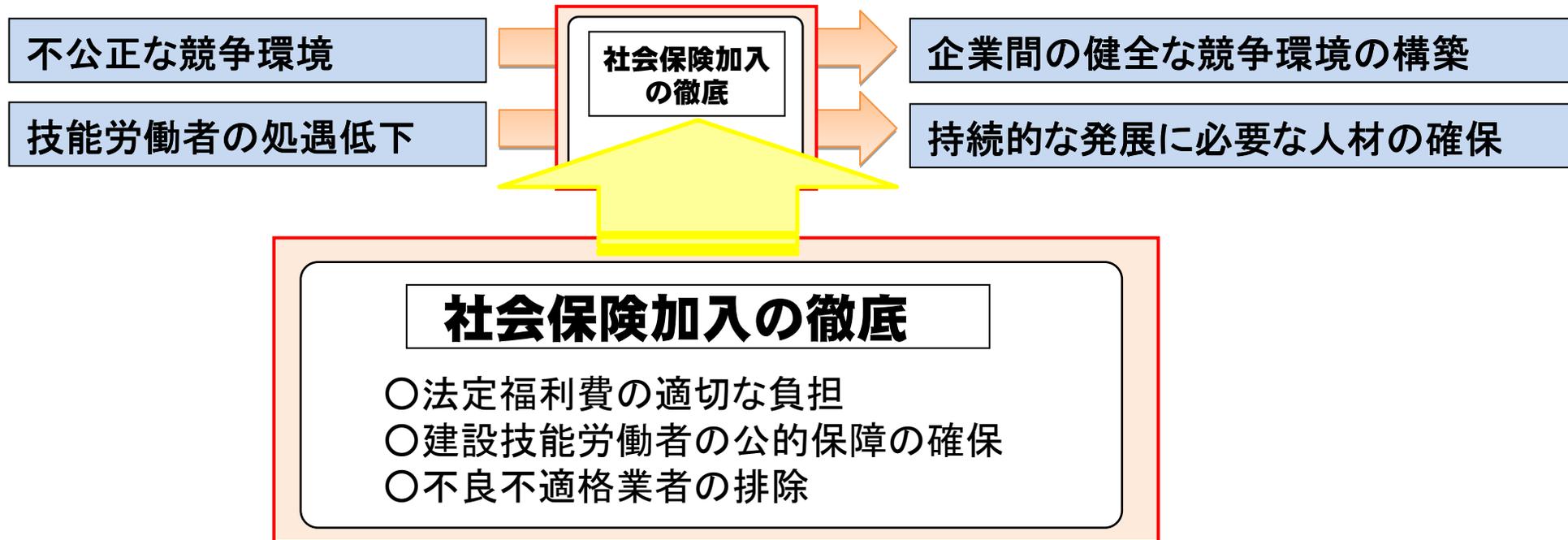


③都道府県別



1-1 社会保険加入の徹底

- 建設業に関わる関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。



1-2 社会保険未加入の要因と対策①

○ 社会保険への加入が進まない主な要因を分析・整理し、それぞれに対応した対策を関係者がそれぞれの立場から総合的に推進することとしています。

< 保険未加入の要因 >

(行政の現状)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

(企業の認識)

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

(職人等関係者の意識関係)

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

(行政によるチェック・指導関係)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

< 対 策 >

Ⅲ-1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ① 行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ② 各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③ 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

Ⅲ-2. 行政による制度的チェック・指導

- (1) 建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- (2) 建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- (3) 経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- (4) 社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

1-2 社会保険未加入の要因と対策②

< 保険未加入の要因 >

(元請等企業の実情)

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

保険加入が義務であることに対する不知

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

業務の繁忙に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

保険加入が義務であることに対する不知

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

(保険料負担関係)

受注競争が激化する中で単価の引き下げ圧力・ダンピング

保険料の事業主負担が重い

業務の繁忙に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(実務関係)

日々流動的な雇用関係の中適切に管理する仕組みがない。

社会保険の手続に精通した従業員がいない

< 対 策 >

Ⅲ-3. 建設企業の取組

①元請企業による下請指導

・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

②元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

・元請企業、下請企業（特に1次下請企業）による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。

③建設企業（特に下請企業）における取組

・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

Ⅲ-4. 法定福利費の確保

(1) 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策

(2) 重層下請構造の是正

(3) 一人親方の増加の抑止

Ⅲ-5. その他

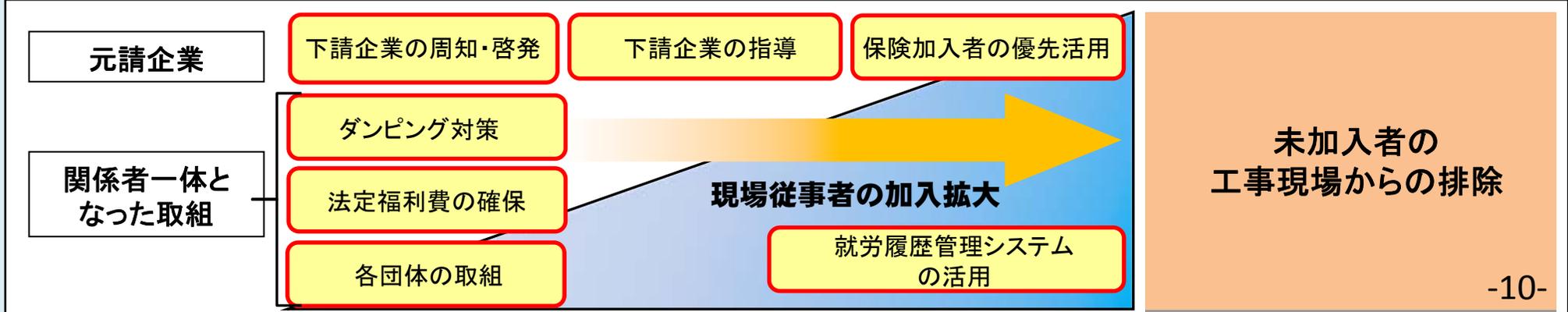
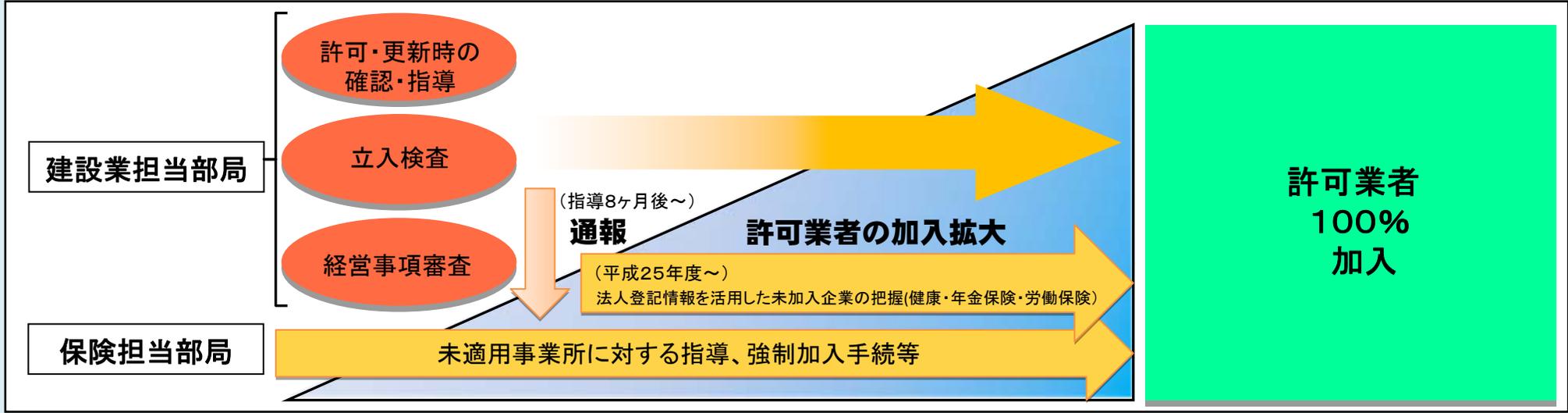
(1) 就労履歴管理システムの推進

(2) 社会保険適用促進に向けた研究

1-3 各主体の主な役割

項目		建設業担当部局	保険担当部局	元請企業	下請企業	建設業者団体
①	保険加入の推進	◆推進協議会の開催	◆推進協議会への参加	◆自ら雇用する労働者の保険加入	◆自ら雇用する労働者の保険加入	◆推進協議会への参加 ◆保険加入計画の作成 ◆優良適格業者の認定、事務処理の支援
②	周知・啓発	◆公共事業労務費調査を活用した加入状況の把握 ◆業界団体、企業、労働者に対する周知・啓発	◆業界団体、企業、労働者に対する周知・啓発	◆協力会社会などによる下請企業への周知・啓発 ◆建設現場での周知・啓発	◆再下請企業に対する周知・啓発 ◆建設現場での周知・啓発	◆業界内の周知・啓発
③	建設業許可・更新時の加入状況確認	◆提出書類の審査 ◆未加入企業に対する指導・監督処分 ◆社会保険担当部局への通報	◆通報を受けた企業に対する指導・加入促進	◆申請時の資料提出 ◆加入指導を受けた後の加入状況の報告	◆申請時の資料提出 ◆加入指導を受けた後の加入状況の報告	—
④	建設業担当部局による立入検査	◆立入検査の実施 ◆未加入企業に対する指導・監督処分 ◆社会保険担当部局への通報	◆通報を受けた企業に対する指導・加入促進	◆立入検査への協力	◆立入検査への協力	—
⑤	経営事項審査の厳格化	◆提出書類の審査、審査結果の通知	—	◆申請時の資料提出	◆申請時の資料提出	—
⑥	元請企業による下請指導	◆元請企業の下請指導状況の確認・指導 ◆就労履歴管理システムの検討	—	◆下請企業の加入状況の確認 ◆未加入企業に対する指導	◆再下請企業の加入状況の確認 ◆元請企業と連携した再下請企業への指導	◆就労履歴管理システムの検討
⑦	法定福利費の確保	◆発注者・元請企業への要請・指導 ◆ダンピング対策、重層下請構造の是正	—	◆発注者からの法定福利費の確保、下請企業への適正な支払 ◆ダンピング対策、重層下請構造の是正	◆見積時の適正な考慮 ◆ダンピング対策、重層下請構造の是正	◆法定福利費内訳明示の推進 ◆ダンピング対策、重層下請構造の是正

1-4 対策の進め方



2-1 社会保険加入推進体制の構築

I. 推進体制の構築

【中建審の提言抜粋(本年3月)】

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」



【対応方針】

- 行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を全国及び地方ブロックに設置する。
- 各建設業団体による保険加入促進計画の策定・推進
保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業団体は、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

II. 社会保険未加入対策推進協議会の設立

1 全国協議会

(1) 活動内容

- ①社会保険未加入対策を進める上で課題に関する意見の交換
- ②社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認
- ③社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- ④関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換

(2) 構成

学識経験者、建設業団体・発注者団体・労働者団体(73団体)
厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、
国土交通省(建設業担当部局)

(3) 今後の予定

第1回:H24年5月29日(火)

- ・社会保険未加入対策の推進の申し合わせ
- ・社会保険加入促進計画の作成依頼 など

第2回:H24年10月31日(水)

- ・社会保険加入促進計画の公表
- ・法定福利費の標準見積り取りまとめ など

2 地方協議会

(1)地域ごとに、その実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方ブロックにおいても協議会を開催

(2)構成: 学識経験者(必要に応じ)・建設業団体・厚生労働部局・建設業担当部局

3 ワーキンググループ

- (1)全国協議会の下に、主な関係団体の実務担当者及び行政担当者により構成されるワーキンググループを設置。
- (2)協議会に諮る事項の事前調整、周知・啓発の具体的内容など必要な事項について意見交換。

III. 加入促進計画

- 建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、参加建設業団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会までに計画を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

2-2 社会保険加入促進計画

- 各建設業団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握するとともに、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、これから「社会保険加入促進計画」を策定することとしています。

概要

- 傘下の建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、全国協議会構成団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した社会保険加入促進計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 計画期間は5年間とし、毎年のフォローアップ結果を見ながら、必要に応じ改定を行う。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会(10月を予定)までに「社会保険加入促進計画」を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

※全国推進協議会の参加団体に対し、計画策定の参考とするため、平成24年4月に「社会保険加入促進計画の枠組み(案)」を提示済み

記載内容

※「社会保険促進計画の枠組み(案)」の概要

1. 団体の基本的事項
 - 団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種等を記載する。
2. 基本的な方針
 - 団体としての取組方針を明らかにする。
3. 保険加入の状況
 - 当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の現況を具体的に示す。
 - 具体的な把握方法、現況の分析についても明らかにする。
4. 取組の内容
 - 保険加入に向けて団体として自主的に取り組む具体的な対策を示す。
 - 例えば以下のような観点からの取組が考えられる。
 - 1) 事業者への周知・保険加入の徹底
 - 2) 工事現場での確認・指導
 - 3) 法定福利費の確保
 - 4) 重層下請構造の是正
 - 5) 一人親方対策
 - 6) 就労履歴管理対応
 - 7) 優良企業認定制度の取組
 - 8) 保険関係事務手続きの支援
 - 9) 未加入者の排除 等

2-3 建設業許可・更新時の保険加入の確認・指導

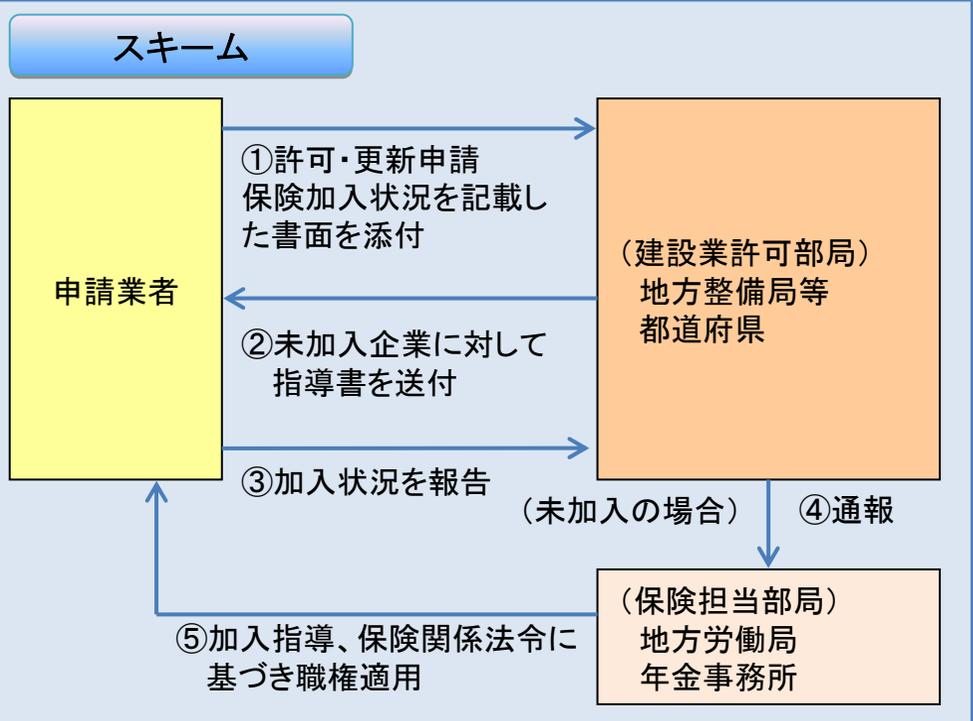
- 平成24年11月より、建設業の許可・更新の申請に当たっては、保険加入状況を記載した書面を提出していただくこととなります。
- 国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては加入指導を実施します。

概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加(建設業法施行規則第4条第1項を改正済み)。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する。

申請時に提出を求める書類

- 許可及び更新(5年に一度)の申請時に新たに次の書類を提出させる。
 - ① 保険加入の有無等を記載した書面
 - ② 確認資料
 - ・雇用保険: 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書
 - ・健康保険・厚生年金保険: 領収証書又は社会保険料納入証明書



保険未加入の場合の対応

- 建設業の許可及び更新の申請を不許可とする取扱とはせず、許可は行いつつ同時に指導文書を送付する。
- 保険加入の報告を求める。
- 更に指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。
 - ・健康保険、年金→日本年金機構(年金ブロック本部)
 - ・雇用保険→都道府県労働局
- <通報の内容>
 - ・企業名、所在地
 - ・未加入の保険種類(雇用、健康、年金)等

2-4 建設業担当部局による監督

○ 平成24年11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、事業所への立入検査の際、新たに保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査の際、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

概要

○ 建設業法第31条に基づく立入検査において、保険加入状況及び下請企業への指導状況を確認する。

① 事業所への立入調査
労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認する。

② 工事現場への立入調査
特定建設業者による下請企業への指導状況を確認する。

事業所への立入検査

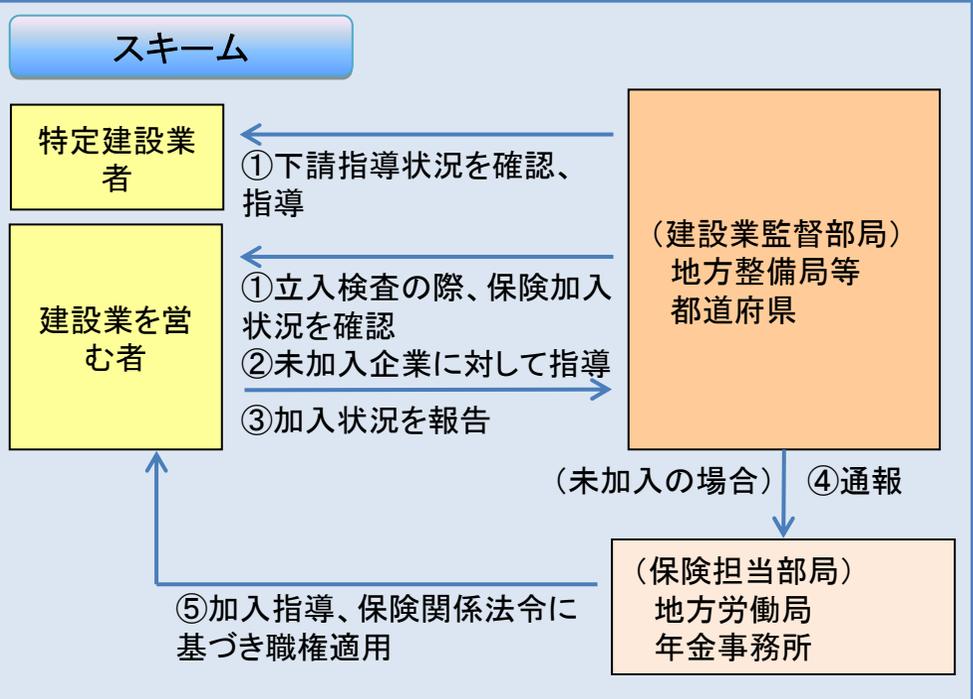
○建設業担当部局が行う立入検査では、保険料の申告書、領収済通知書等により、企業単位での加入状況を確認する。

○労働者名簿で雇用者を把握し、労働者単位の加入状況を以下の書類により確認する。

- ・賃金台帳(保険料の控除の状況)
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用保険)
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書(健康保険・厚生年金保険)

○未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求める。

○指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。



工事現場への立入検査

○立入検査では、特定建設業者の指導が適切に行われているかどうか確認・注意喚起等する。

- ・下請企業への保険加入の確認指導状況を聴取
- ・特定建設業者として把握を行っているか(作業員名簿等による確認状況)
- ・未加入企業に対する指導は行っているか 等

○下請指導が適正に行われていない場合(全く確認していない、未加入企業が多い等)は、特定建設業者に対して注意喚起等を行う。

建設業法に基づく監督処分

○指導・通報をしてもなお加入が見込まれないと認められる企業に対しては、建設業法第28条に基づく監督処分を行う。

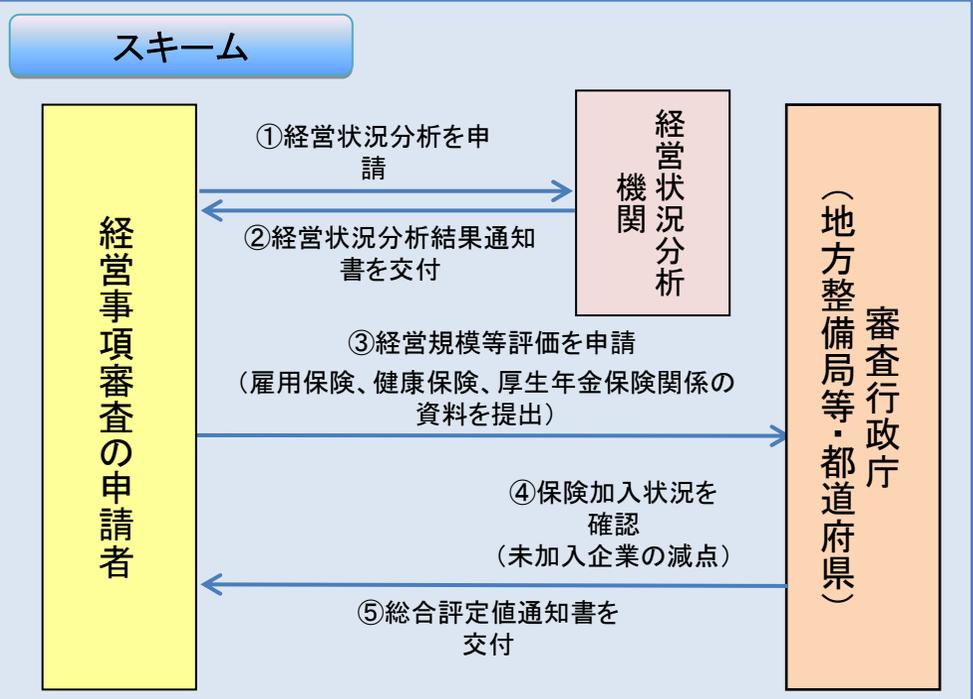
2-5 経営事項審査の厳格化

○ 平成24年7月より、経営事項審査については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。

概要

○ 経営事項審査制度が担うべき役割を勘案した上で、下記の改正を行った。

- ・保険関係の審査項目(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を区分。
- ・保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)を拡大。
- ・未加入企業情報を加入指導へ活用。



未加入の場合の減点幅の改正

	現行		
	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
厚生年金保険			
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86

↓

	改正案		
	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
健康保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
厚生年金保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
合計	▲ 120	▲ 1140	▲ 171

項目分割 (Health Insurance and Pension Insurance)

減点幅拡大 (Total points reduction expansion)

2-6 社会保険担当部局の取組

○建設業担当部局の社会保険未加入対策と併せて、厚生労働省の社会保険担当部局においても周知・啓発等により保険加入を促進するとともに、建設担当部局からの通報を受け、指導・適用を推進します。

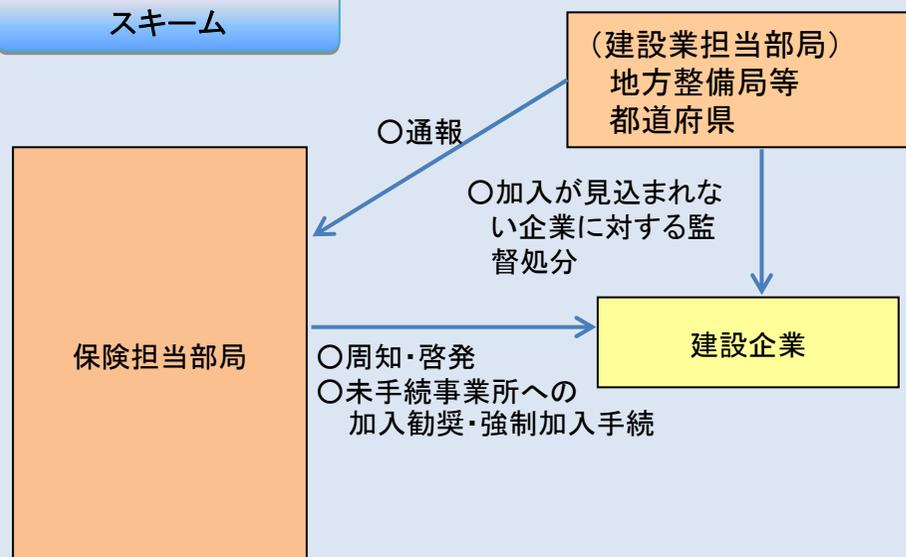
概要

- 社会保険担当部局においては、健康保険・年金保険・労働保険の周知・啓発を行っている。
- 建設業担当部局からの通報があった場合には、未加入企業に対する加入勧奨を行い、社会保険等の加入に向け必要な手続を行う。

周知・啓発等の取組

- 保険担当部局において、下記の取組を行っている。
 - ・パンフレット・ポスター等の配布
 - ・民間委託による加入勧奨(書面・電話・訪問)、年金機構職員・行政職員による加入指導
 - ・保険適用事業場の公開(労働保険適用事業場検索)
 - ・未加入企業を把握するため法務省の法人登記情報を活用する予定(健康保険、年金保険、労働保険)
 - ・悪質な未適用事業所等の事業所名の公表

スキーム



未手続事業所への指導・強制加入手続

- 建設業担当部局からの通報を受け、未手続事業所に対する指導を行う。
 - ・年金事務所(医療、年金)、労働局(労働保険)からの電話勧奨・訪問勧奨 等
- 指導をしてもなお未加入の場合、強制的に加入手続を行う。

2-7 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(1/2)

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施

- (ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
- (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
- (ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

2-7 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年	5月25日	パブリックコメント開始
平成24年	7月4日	通知
平成24年	11月1日	施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

3-1 法定福利費の確保

○ 法定福利費の確保は、社会保険加入の前提であることから、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう、関係者がそれぞれの立場から取組を行います。

概要

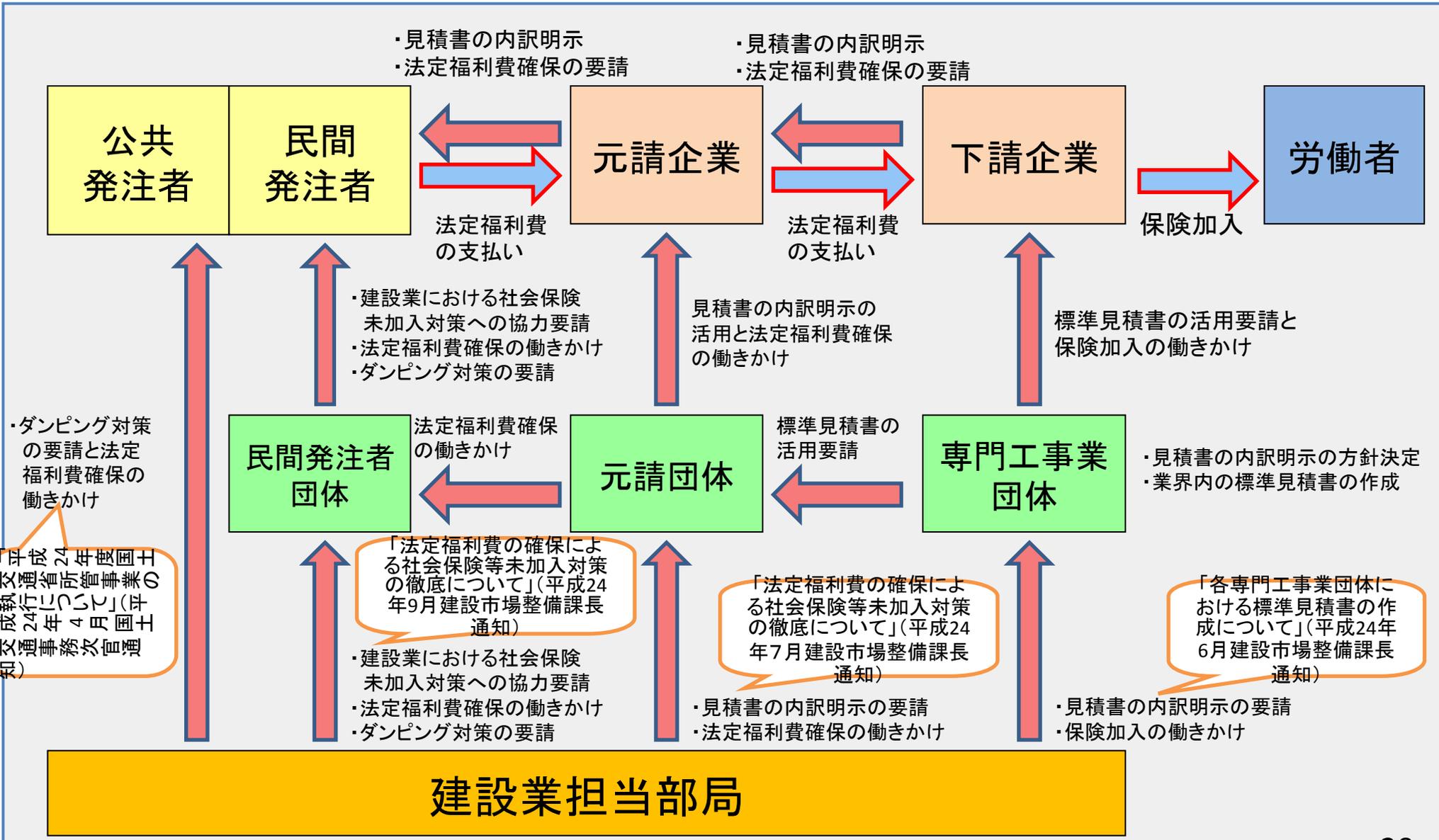
- 受注競争が激化する中で、利益確保のために、法定福利費を適正に負担しない企業が存在。
- このため、法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底する。
- 公共発注者におけるダンピング対策を進める。
- 個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう元請団体、元請企業に徹底する。
- 専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

法定福利費の確保に向けた取組

- 民間発注者への要請・周知
 - ・民間発注者(デベロッパー、ハウスメーカーなど)・団体に対し、下記の事項を周知徹底する。
 - ①建設業において社会保険未加入対策を推進していること
 - ②法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」に明示していること
 - ③ダンピングの防止や法定福利費の確保に配慮願いたいこと
 - ・元請団体から発注者団体に対して法定福利費の確保を働きかけ。
 - ・受注段階で元請から発注者に対して法定福利費の確保を要請。
- 地方公共団体へのダンピング対策の要請
 - ・国と同等以上の水準のダンピング対策の実施
 - ・予定価格等の事前公表の取りやめ
- 下請からの見積時における法定福利費考慮の指導
 - ・元請団体を通じ元請企業に対し、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導
 - ・建設業の見積等について定める「建設業法令遵守ガイドライン」への位置付け
- 専門工事業界における見積時の法定福利費の明示
 - ・専門工事業団体において、見積時に法定福利費を内訳明示するための標準見積書と作成手順書を作成
 - ・専門工事業団体は、標準見積書を活用した法定福利費の内訳明示を会員に周知・普及を図るとともに、元請団体に対して、その活用を要請
 - ・元請団体に対して、専門工事業団体に対し法定福利費内訳表示による見積を要請するとともに、法定福利費の確保を宣言するよう働きかけ

3-2 法定福利費の確保イメージ

イメージ



3-3 国土交通省直轄土木工事における法定福利費の確保について

- ◆国土交通省では建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策を検討しており、関係業界団体・労働者団体等で構成する検討会において、法定福利費については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」こととされた（平成24年2月「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」取りまとめ）。
- ◆国土交通省直轄土木工事における現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されているが、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施。（国土交通省土木工事標準積算基準書）

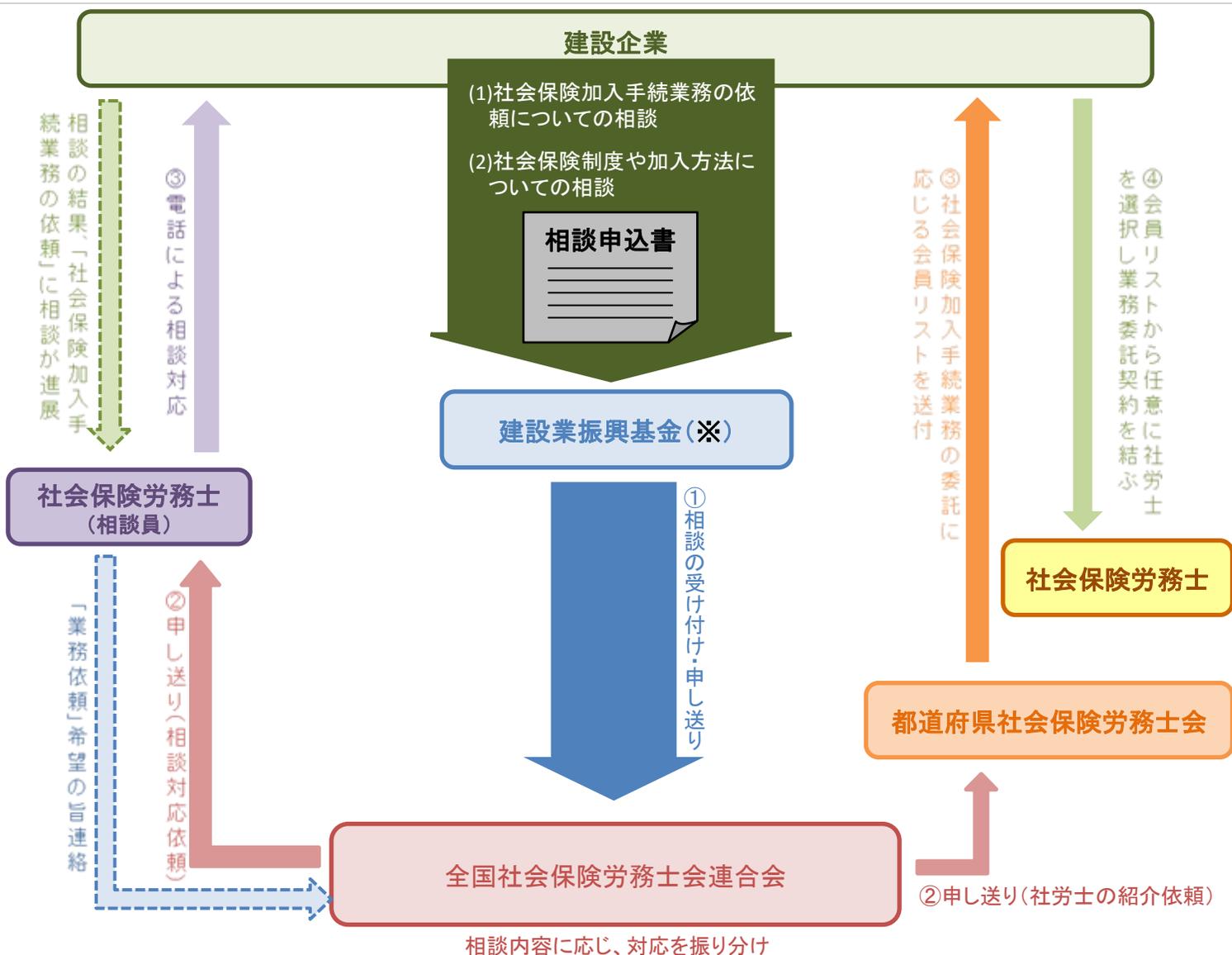
見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格（直接工事費）で算出。

- ◆見直し後の現場管理費率の適用は、平成24年4月1日以降入札する工事から適用する。

4 国土交通省・建設業振興基金・社会保険労務士会との連携について



【相談対応の流れ】

(1)相談内容が「社会保険加入手続業務の依頼について」の場合の対応

建設企業より建設業振興基金に「社会保険加入手続業務の依頼について」の相談があった場合、都道府県社労士会より建設企業に、社会保険加入手続業務の委託に応じる社労士の会員リスト(以下、「会員リスト」という。)を送付します。

- ①建設企業からの相談を受け付けた建設業振興基金は、全国社労士会連合会へ「相談申込書」の申し送りをを行います。
- ②全国社労士会連合会は、建設企業への会員リストの提供を都道府県社労士会に依頼します。
- ③都道府県社労士会は建設企業に会員リストを送付します。
- ④建設企業は、会員リストのなかから任意に社労士を選択し、業務委託契約を結びます。

※会員リストの提供は無料ですが、業務委託には費用が生じます。

(2)相談内容が「社会保険制度や加入方法について」の場合の対応

建設企業より建設業振興基金に「社会保険制度や加入方法について」の相談があった場合には、相談員(社労士)が電話による相談対応を行います。

- ①建設企業からの相談を受け付けた建設業振興基金は、全国社労士会連合会へ「相談申込書」の申し送りをを行います。
- ②全国社労士会連合会は、相談員(社労士)へ相談対応の依頼を行います。
- ③全国社労士会連合会から連絡を受けた相談員は、建設企業に連絡し、電話による相談対応を行います。

※電話による相談対応は無料です。

※社会保険等未加入に対する取り組みへのお問合せ先 ⇒ (一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594 受付時間:9:00~12:00 13:00~17:00(土日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanvui/>

参考1 よくいただくご質問

Q1: そうは言っても激しい競争の中で赤字でとても加入できない。

1: 今は厳しい状況にあると思いますが、建設業の将来のために発注者や元請企業、行政など関係者が一体となって取り組みます。
必要な法定福利費を確保するために、専門工事業界や元請団体も含めて取組を行います。状況の改善に向けて、是非個社でも、団体を通じてでも声を上げて下さい。

2: 真面目に対応している企業が潰れないよう不適格企業の排除を一斉に徹底して進めるべき。

2: 保険未加入は許さないという考え方の中で、行政としても許可更新の際未加入事業者を洗い出し指導・通報を行っていきます。
遅くとも平成29年度以降は未加入企業とは契約せず、未加入の作業員の現場入場を認めないという目標を明確にして、元請から下請への確認・指導を推進します。
併せて法定福利費の確保に努めるなど関係者一体となって取り組んでいきます。

3: 見積りに法定福利費を明示しても、とにかく安く使えようという今の状態ではうまく行かないのではないかと。

3: 日建連は、会員企業に下請契約の見積り時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する方針です。
必要な法定福利費の確保に向け、今後関係団体を挙げて保険加入促進計画を策定して取り組むことにしています。

4: すべての現場で働く職人は会社も保険料を負担する協会けんぽに加入しなければならなくなるのか。

4: 雇用関係にある常勤労働者を加入させるのが法令上のルールです。
現場のすべての職人の加入を求めるものではありませんが、請負という名目でも各作業の指揮命令が行われ裁量性がないなど労働者であると認められる場合には、社員として保険加入を図るべきです。
ただし日雇いの者や2ヶ月以内(雇用保険は4ヶ月以内)の期間を定めて使用される者は適用除外となります。

5: これから年金をかけても厚生年金加入期間の25年に達しないため払い損になるのではないかと。

5: 年金を受給するために必要な資格期間を25年から10年に短縮する法律が公布され、平成27年10月から施行されます。また、年金保険は、高齢になってから得る老齢年金のほか、1年以上加入していれば、怪我などで障害を負ったときの障害年金や、本人が亡くなった後の遺族への遺族年金にもつながることになります。

参考2 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

			労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
事業所の 形態	常用労働者 の数	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約 40万社	1人～	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14. 804%
	—	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1. 150%+日額48円～88円
	—	役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13. 654%+労災保険料
個人事業主 約 10万者	5人～	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14. 804%
	1人～4人	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1. 150%
	—	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1. 150%+日額48円～88円
	—	事業主、 一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

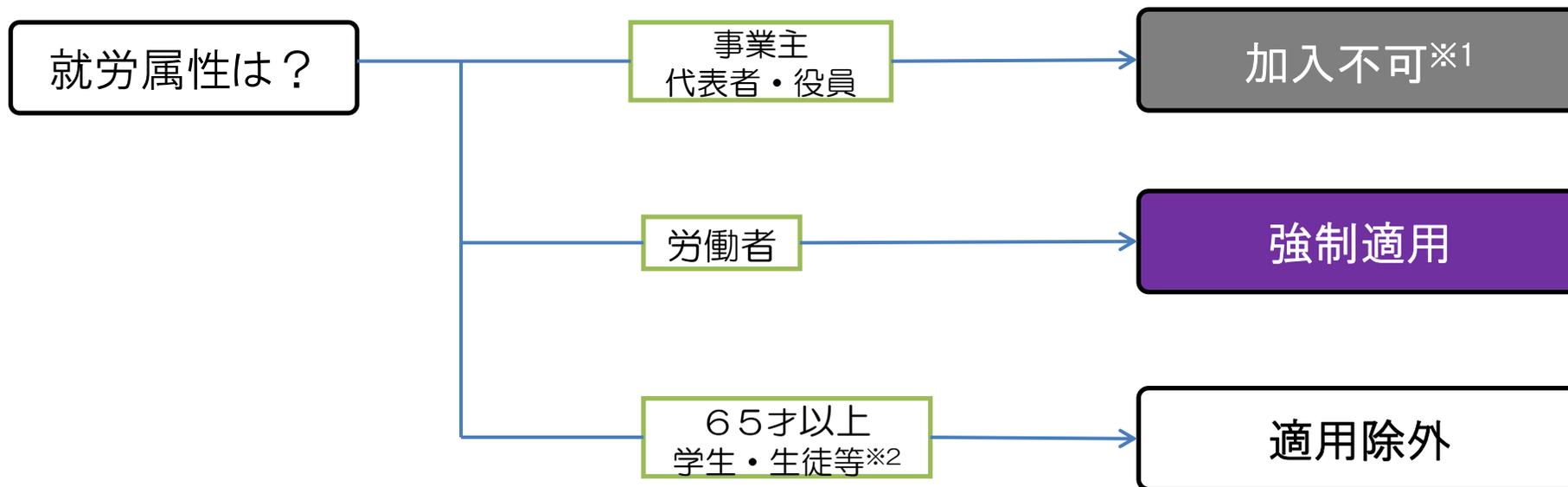
□ : 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

■ : 事業主負担がない部分

参考3 社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大きな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、使用人部分は加入可

※2 下記が適用除外者に該当する

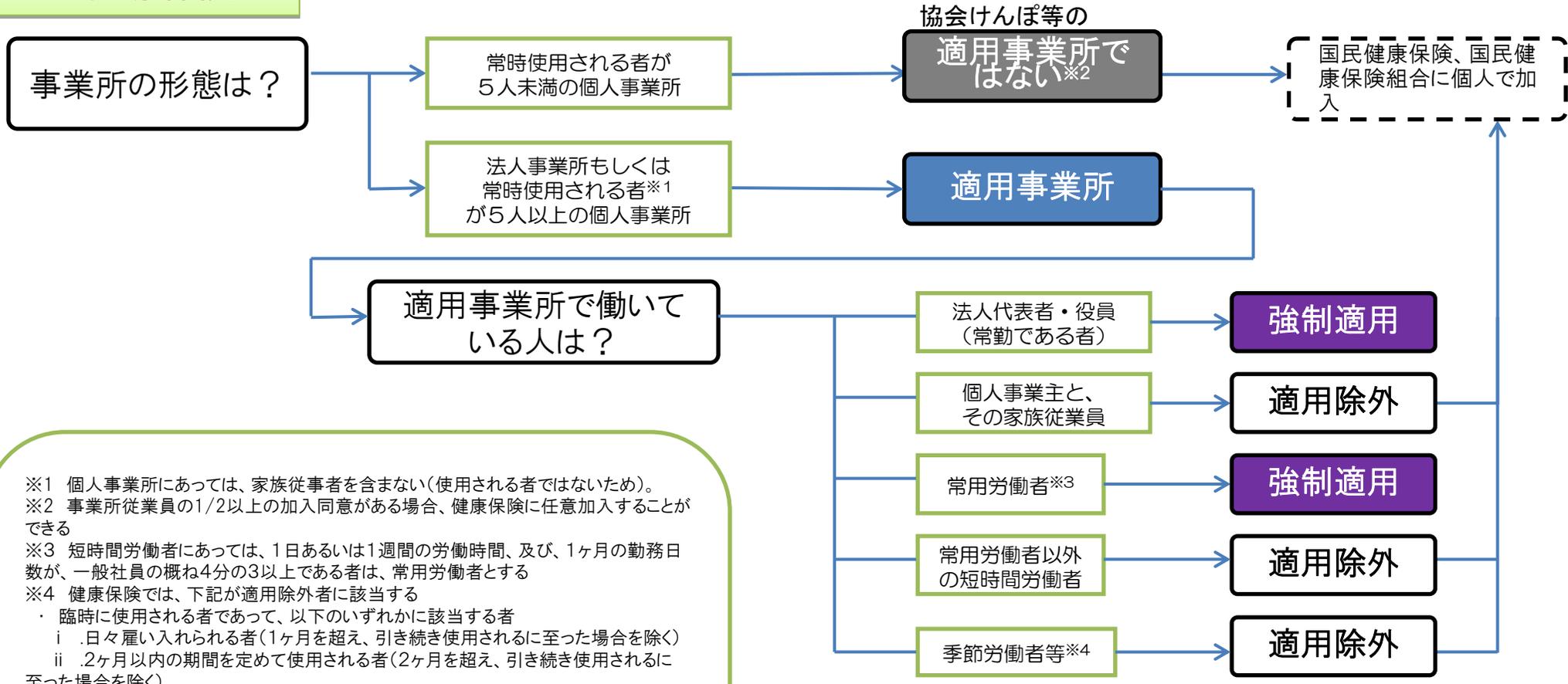
- ・ 65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・ 大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める者 等

- ・ 強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

参考3 社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大きな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



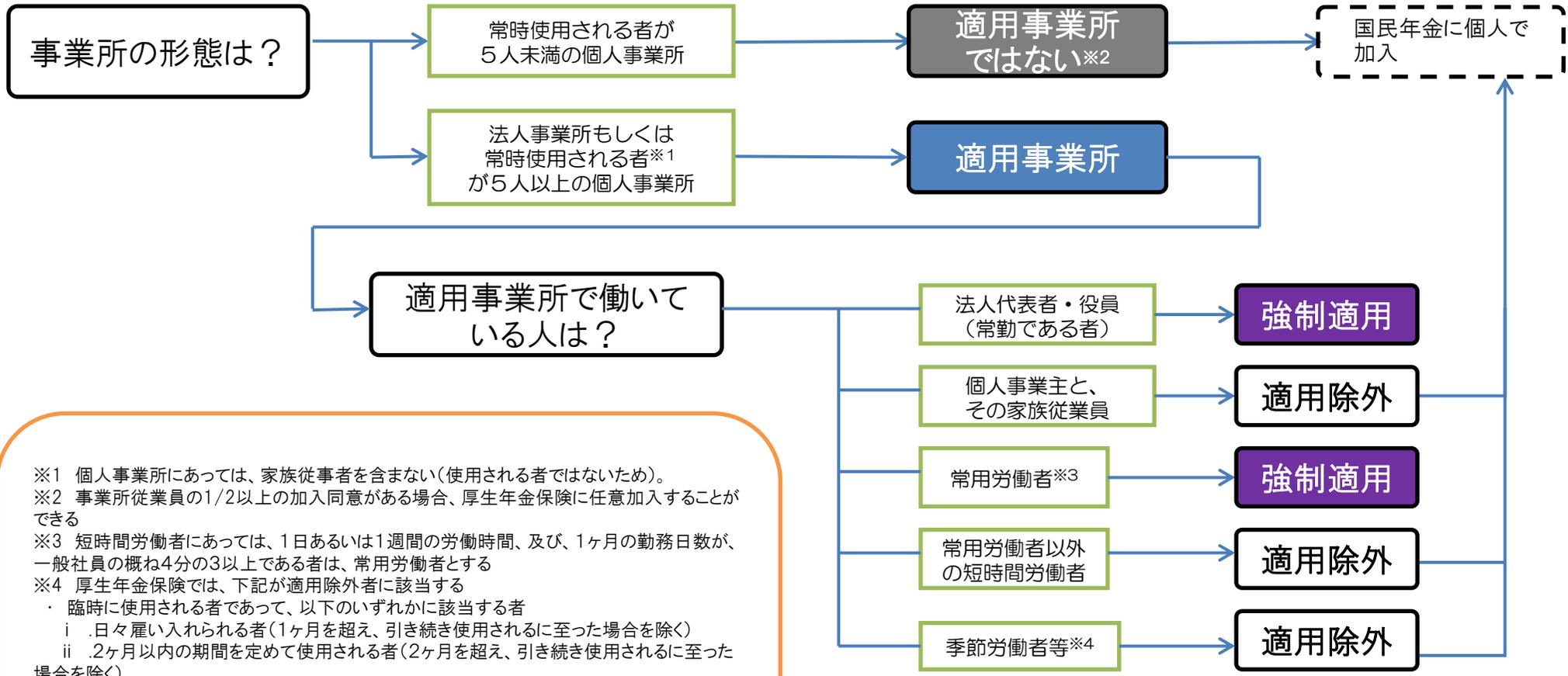
※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
 ※2 事業所従業員1/2以上の加入同意がある場合、健康保険に任意加入することができる
 ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
 ※4 健康保険では、下記が適用除外者に該当する
 ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
 i .日々雇入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 ii .2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 ・ 事業所又は事務所所在地が一定しない者に使用される者
 ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 ・ 国民健康保険組合の事業所に使用される者
 ・ 後期高齢者医療の被保険者となる者
 ・ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。) 等

・適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
 ・強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
 ・強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
 ・生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

参考3 社会保険の適用関係について③

※本資料は社会保険の大きな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

○厚生年金保険



- ※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員1/2以上の加入同意がある場合、厚生年金保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 厚生年金保険では、下記が適用除外者に該当する
 - ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する
 - i .日々雇入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii .2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
 - ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 等

・強制適用となる者は、厚生年金保険の被保険者となります。